

前項ノ願出アリタルトキハ其履歴ヲ調査シ不都合ナシト認メタル場合ニ於テ體格及技術ヲ試験シ合格者中ヨリ採用ス
採用セラレタル鐵夫ハ之ヲ鐵夫名簿ニ登録シ鑑札ヲ交付ス

第十二條 前條ニ依リ鐵夫採用セラレタルトキハ二名以上ノ保證人ヲ定メ第二號書式ニ依リ誓約書ヲ差出スヘシ

第十三條 二類鐵夫ハ雇入ノ際其ノ組頭タルヘキ者ヨリ第三號書式ニ依リ願出ツヘシ
前項ノ願出ヲ承認シタルトキハ鐵夫名簿ニ登録シ鑑札ヲ交付ス

第十四條 一類鐵夫ニシテ解雇ヲ請ハントスルトキハ保證人連署ノ上其ノ事由ヲ具シ其ノ旨願出ツヘシ

二類鐵夫解雇ノ場合ニ於テハ組頭ヨリ其ノ旨願出ツヘシ
鐵夫解雇セラレタルトキハ鑑札ヲ返納スヘシ

第十五條 鐵夫左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ解雇スルコトアルヘシ

一、老齡虛弱傷疾疾病等ノ事由ニ依リ就業ニ堪ヘスト認メタルトキ

二、事故ニ依リ許可ヲ得他出シ滿期後三十日ヲ經又ハ許可ヲ得スシテ他出十日ヲ經ルモ尙歸所セサルトキ

三、第三十九條ノ規定ニ違背シ其ノ情狀重キトキ

四、業務上ノ都合ニ依ルトキ

第十六條 鐵夫ヲ解雇シタルトキハ其ノ請求ニ依リ雇傭期間業務ノ種類技能賃金及解雇ノ事由ヲ記載シタル證明書ヲ交付ス

第十七條 鐵夫左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ歸郷旅費ヲ支給ス 但シ歸郷ノ事實明白ナルトキニ限ル

一、未成年者又ハ女子カ當所ノ都合ニ依リ解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合

二、鐵夫扶助規則ニ依ル瘵養中ノ者解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合

三、鐵夫扶助規則ニ依ル不具廢疾扶助料ヲ受ケタル者解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合 但シ勞役ニ從事スルコトヲ得サル者ニ限ル

四、鐵夫扶助規則ニ依ル瘵養三箇年ニ及ヒ扶助廢止セラレ廢止ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合

第三章 就 業

第十八條 鐵夫業務別、就業時間ハ別表定ムル所ニ依ル 但シ臨時必要アルトキハ女工及十五歳未満ノ者ヲ除キ一日ニ付十八時間以内
内從業セシムルコトアルヘシ

女工及十五歳未満ノ者ハ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ又ハ一日十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス
交替方法及休息時間ハ別表定ムル所ニ據ル女工及十五歳未満ノ者ノ休憩時間ハ一日就業時間六時間ヲ超ユルトキハ三十分十時間ヲ
超ユルトキハ一時間トス

産後三十五日ヲ經過セサル女工ナシテ就業セシムルコトヲ得ス 但シ産後二十一日ヲ經過シタル後醫師ノ意見ヲ徴シ支障ナシト認
ムル業務ニ就カシムル場合ハ此限ニアラス

前項ノ規定ニ依リ缺線シタル者ニハ其ノ休業中一日ニ付キ本番賃金ノ半額ヲ支給ス産前五日間以内ニ缺線シタル場合亦同シ

第十九條 就業時間ノ轉換ハ五日毎ニ之ヲ行フ 但シ二交替ヲ爲ス場合ニハ七日若クハ八日毎ニ之ヲ行フ
轉換ノ方法ハ三交替ヲナス場合ハ一番方就業者ヲ二番方ニ二番方就業者ヲ三番方ニ三番方就業者ヲ一番方ニ轉換シ二交替ヲ爲ス場
合ハ轉換日一ノ方就業時間ヲ二分シ前部分ヲ被交替者後部分ヲ交替者就業スルニ依リテ之ヲ爲ス

第二十條 鐵夫ノ休日ハ一箇年ヲ通シテ四十八日、一箇月五日以内トス 但シ臨時必要アルトキハ休日ニ就業ヲ命スルコトアルヘシ
此場合ニ於テ女工及十五歳未満ノ者ニハ各月ヲ通算シ二十日以上繼續セシムルコトナクシテ別ニ代日休暇ヲ與フ

前項ノ休日ハ一月一日同二日同三日、二月十一日(紀元節)四月十四日(山神祭)同十五日(同上)七月十五日同十六日、十月三十一日
(天長節祝日)十二月三十一日ノ十日並ニ毎月、一日、八日、十六日、二十三日ノ内三十八日以内トス

第二項ノ休日中八日又ハ二十三日ニ相當スル休日ハ其前日又ハ翌日カ日曜又ハ祭日ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ日曜日又ハ祭日ヲ
以テ休日ト爲ス

操業上ノ必要アル場合ニハ毎日第二及第四休日ハ之ヲ廢止スルコトヲ得 但シ一箇年ヲ通シ休日數三十八日以下ニ降ルコトヲ得ス
製煉工場及カーバイト工場就業鐵夫ニハ所定休日ヲ輪番ニ休業セシム

第二十一條 鐵夫就業中疾病又ハ事故ニ依リ退場セントスルトキハ當該係員ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二條 鐵夫ハ就業ノ際當該係員ニ鑑札ヲ差出シ退業ノ際之ヲ受取り退場スヘシ

第二十三條 鐵夫疾病又ハ事故ニ依リ就業シ難キトキハ其ノ事由ヲ具シ願出ツヘシ 但シ疾病三日以上ニ涉ルトキハ當局ノ診斷書ヲ
差出スヘシ